

【平成 20 年 3 月 7 日 第 3 回 WG 資料 4】

「官」と「学」との新たな連携のあり方について

森 博美

趣旨

わが国では政府統計機関と統計研究者との間のいわゆる「官・学」連携は限定された領域にとどまり、諸外国にみられるような多方面にわたる協力関係は構築できていない。新統計法のもとで新たに導入される様々な仕組みがわが国の公的統計、統計制度の 21 世紀対応に向けて有効に機能するためにも官と学との新たな多角的連携関係の構築が重要である。

1. 「学」の側から貢献できると考えられる分野、機能

(1) 統計作成面

- ・ IT 技術を用いた調査法の開発、改善
- ・ 標本調査理論（プーリング、ローリングサンプリング etc.方式の可能性）
- ・ 不完全データのエデューティング
（調査の困難に伴うバイアスの補正が不可欠となる見通し）
- ・ マッチング技法
- ・ 加工統計の推計方法の改善提案

※この分野については、個人ベースではすでに連携関係あり

(2) 統計利用面

〔統計情報の提供、保管〕

- ・ e-Stat による統計提供方法に関する改善提案
- ・ データのアーカイビングシステムに関する先行事例の調査・研究

〔二次利用〕

<手法面>

- ・ 匿名化の方法
- ・ ミクロアグリゲーションの可能性の検討

<制度面>

- ・ 個別調査の匿名データ作成に関する統計委員会審査への有識者としての参加
- ・ 提供システム構築に向けての助言（海外での提供方式に関する情報提供）

(3) 統計基準関連

- ・ 各種統計基準の改定動向の把握
- ・ 統計間の比較可能性の向上のためのメタ情報の整備

(4) 統計ニーズ把握の仕組み

〔ユーザーグループ〕

- ・ 個別統計の改善提案（調査法も含む）
個別統計間の連携強化、比較可能性の向上のための提案
関連する行政情報の利用特性の研究
- ・ User Manual の作成によるデータの有効性、正しい利用の推進
cf. *Census User Manual*, *LS Data User Manual* (UK)

- (5) 統計委員会が組織する公的統計見直し
 - ・公的統計の第三者評価への有識者としての参加
- (6) 基本計画策定への基礎的情報の提供
 - ・WG 等での審議のための海外統計事情の提供
 - UN、EU、海外諸国におけるデータポリシー（統計の品質論の展開）の把握
 - 各国の統計制度の動向把握（法改正、各国の統計予算システム、人事配置）
 - （⇒21 世紀の公的統計のイメージの構築に寄与）
- (7) 基本計画の実施状況のモニタリング
 - ・評価グループへの有識者としての参加
- (8) 統計教育
 - ・統計職員に対する専門教育
 - PhD 付与のための大学院教育の仕組み構築の可能性
 - ・初等、中等、高等教育機関における統計教育
 - （データリテラシー、調査教育）

2. 組織

官と学の間インターフェースとして、政府統計の作成、提供、利用面での改善のための情報交換の場を組織する。（例えば IAOS の国内版のようなものを想定）

(1) 想定される構成メンバー

政府の統計職員、統計研究者、民間の統計利用者

(2) 組織編成

コア組織と研究部会の二層構成

[コア組織]

<組織>

各研究部会の代表者から構成

<想定される機能>

- ・各研究部会の総合調整
- ・ユーザーグループから提出される統計ニーズの取りまとめ
- ・統計改善提言
- ・学会会議との連携
- ・統計関連諸学会との連絡窓口

[研究部会]

各分野（人口統計、企業統計、国民経済計算、IO、物価統計、国際統計制度 etc.）別に研究部会を設置し、研究者と政府統計関係者とが密接に連携を保ちつつ組織的に研究を行い、研究会等での意見交換を踏まえてその成果を統計や制度の改善に反映させる。

3. 学会側に求められる事項

- ・上記の諸分野に対応可能な人材の養成（特に、主要国の統計研究の専門家の養成の必要）
- ・政府統計に関心を持つ研究者間での研究分野の組織的分担の必要